

名古屋市職員共済組合公報

発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市職員共済組合

編集兼発行人 名古屋市職員共済組合事務局長
大坪 成生

目次

公 告

1 定款の変更

- ・名古屋市職員共済組合定款の一部変更 …… 1

2 規則の改正等

- ・住宅資金貸付規則の一部を改正する規則 … 2
- ・貸付金規則の一部を改正する規則 …… 5

3 規程の改正等

- ・管理規程の一部を改正する規程 …… 7

4 予算

- ・平成29年度変更事業計画及び予算 …… 8

人事異動 …… 25

公 告

1 定款の変更

●名古屋市職員共済組合定款の一部変更

名古屋市職員共済組合定款の一部変更をここに公告する。

平成 30 年 1 月 1 日

名古屋市職員共済組合理事長 堀 場 和 夫

名古屋市職員共済組合定款第 1 号

名古屋市職員共済組合定款の一部変更

名古屋市職員共済組合定款（昭和37年名古屋市職員共済組合定款第1号）の一部を次のように変更する。

第42条中「退職等年金経理」の次に「、退職等年金預託金管理経理」を加える。

附則第11項中「 「退職等年金経理、経過的長期経理、経過的長期預託金管理経理、」 」を「 「退職等年金経理、経過的長期経理、」 と、「退職等年金預託金管理経理、」 とあるのは「退職等年金預託金管理経理、経過的長期預託金管理経理、」 」に改める。

附 則

この変更は、平成30年 1 月 1 日から施行する。

2 規則の改正等

●住宅資金貸付規則の一部を改正する規則

住宅資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公告する。

平成30年1月1日

名古屋市職員共済組合理事長 堀 場 和 夫

名古屋市職員共済組合規則第1号

住宅資金貸付規則の一部を改正する規則

住宅資金貸付規則（昭和63年3月14日名古屋市職員共済組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「経過的長期預託金管理経理」を「退職等年金預託金管理経理」に改める。

第13条第1項中「年4.46%（災害貸付及び災害追加貸付にあつては年3.72%、第7条第2項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額（以下「在宅介護対応住宅貸付」という。）にあつては年4.2%）」を「次の各号に掲げる法第77条第4項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）の区分に応じ、基準利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後3月以内の日で理事長が定める日。以下同じ。）から、当該各号に定める利率」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 基準利率が1.0%以下の場合 年1.26%（災害貸付及び災害追加貸付にあつては年0.93%、第7条第2項に規定する在宅

- 介護対応住宅の場合において加算された額（以下「在宅介護対応住宅貸付」という。）にあつては年1.00%
- 二 基準利率が1.0%を超え1.5%以下の場合 年1.76%（災害貸付及び災害追加貸付にあつては年1.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年1.50%）
- 三 基準利率が1.5%を超え2.0%以下の場合 年2.26%（災害貸付及び災害追加貸付にあつては年1.93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.00%）
- 四 基準利率が2.0%を超え2.5%以下の場合 年2.76%（災害貸付及び災害追加貸付にあつては年2.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.50%）
- 五 基準利率が2.5%を超え3.0%以下の場合 年3.26%（災害貸付及び災害追加貸付にあつては年2.93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年3.00%）
- 六 基準利率が3.0%を超え3.5%以下の場合 年3.76%（災害貸付及び災害追加貸付にあつては年3.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年3.50%）
- 七 基準利率が3.5%を超え4.0%以下の場合 年4.26%（災害貸付及び災害追加貸付にあつては年3.93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年4.00%）
- 八 基準利率が4.0%を超え4.5%以下の場合 年4.76%（災害貸付及び災害追加貸付にあつては年4.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年4.50%）
- 九 基準利率が4.5%を超え5.0%以下の場合 年5.26%（災害貸付及び災害追加貸付にあつては年4.93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年5.00%）
- 十 基準利率が5.0%を超える場合 基準利率に0.26%を加えた利率（災害貸付及び災害追加貸付にあつては基準利率に0.07%を減じた利率、在宅介護対応住宅貸付にあつては基準利率）
- 第15条第2項中「第13条」を「第13条第1項」に、「年2.42%」

を「次の各号に掲げる基準利率の区分に応じ、基準利率が改定された日から、当該各号に定める利率」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 基準利率が1.0%以下の場合 年0.72%
- 二 基準利率が1.0%を超え1.5%以下の場合 年1.22%
- 三 基準利率が1.5%を超え2.0%以下の場合 年1.72%
- 四 基準利率が2.0%を超え2.5%以下の場合 年2.22%
- 五 基準利率が2.5%を超え3.0%以下の場合 年2.72%
- 六 基準利率が3.0%を超え3.5%以下の場合 年3.22%
- 七 基準利率が3.5%を超え4.0%以下の場合 年3.72%
- 八 基準利率が4.0%を超え4.5%以下の場合 年4.22%
- 九 基準利率が4.5%を超え5.0%以下の場合 年4.72%
- 十 基準利率が5.0%を超える場合 基準利率に0.28%を減じた利率

附則第4項及び第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第3項の次に次の1項を加える。

(貸付金の財源及び借り入れる利率の特例)

- 4 貸付事業の当面の円滑な運営を期するため、第3条の規定にかかわらず、理事長が必要と認める期間においては、貸付金の財源を組合の経過的長期預託金管理経理とすることができる。この場合において、貸付経理において組合の経過的長期預託金管理経理の余裕金を借り入れる場合の利率については、貸付経理において組合の退職等年金預託金管理経理の余裕金を借り入れる場合の利率と同一の率とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

(利息等に関する経過措置)

- 2 改正後の住宅資金貸付規則第13条第1項及び第15条第2項の規定は、平成30年1月1日(以下「適用日」という。)前に貸し付けた

貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。

- 3 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

●貸付金規則の一部を改正する規則

貸付金規則の一部を改正する規則をここに公告する。

平成30年1月1日

名古屋市職員共済組合理事長 堀 場 和 夫

名古屋市職員共済組合規則第2号

貸付金規則の一部を改正する規則

貸付金規則（昭和50年3月28日名古屋市職員共済組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条中「年利率4.46%」を「次の各号に掲げる法第77条第4項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）の区分に応じ、基準利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後3月以内の日で理事長が定める日。以下同じ。）から、当該各号に

定める利率」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 基準利率が1.0%以下の場合 年1.26%
- 二 基準利率が1.0%を超え1.5%以下の場合 年1.76%
- 三 基準利率が1.5%を超え2.0%以下の場合 年2.26%
- 四 基準利率が2.0%を超え2.5%以下の場合 年2.76%
- 五 基準利率が2.5%を超え3.0%以下の場合 年3.26%
- 六 基準利率が3.0%を超え3.5%以下の場合 年3.76%
- 七 基準利率が3.5%を超え4.0%以下の場合 年4.26%
- 八 基準利率が4.0%を超え4.5%以下の場合 年4.76%
- 九 基準利率が4.5%を超え5.0%以下の場合 年5.26%
- 十 基準利率が5.0%を超える場合 基準利率に0.26%を加えた利率

附則第4項を削り、第5項を第4項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

(利息等に関する経過措置)

- 2 改正後の貸付金規則第13条の規定は、平成30年1月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

3 規程の改正等

●管理規程の一部を改正する規程

管理規程の一部を改正する規程をここに公告する。

平成 30 年 1 月 1 日

名古屋市職員共済組合理事長 堀 場 和 夫

名古屋市職員共済組合規程第 1 号

管理規程の一部を改正する規程

管理規程（昭和37年12月 1日名古屋市職員共済組合規程第 3号）の一部を次のように改正する。

第 9 条 第 2 項 事業課 事業係 の 項 中 第三号 を 第四号 と し、 同号 の 前 に 次 の 1 号 を 加 え る。

三 退職等年金預託金管理経理の事業計画及び執行

附 則

この規程は、平成30年 1月 1日から施行する。

4 予算

●平成29年度変更事業計画及び予算

平成29年度変更事業計画及び予算をここに公告する。

平成30年1月1日

名古屋市職員共済組合理事長 堀 場 和 夫

名古屋市職員共済組合公告第1号

平成29年度変更事業計画及び予算

(以下予算書のとおり)

平成29年度変更事業計画及び予算

名古屋市職員共済組合

目 次

	ページ
事業計画概況	3
予 算	7
経過の長期預託金管理経理	7
貸 付 経 理	11

事 業 計 画 概 況

平成29年度事業計画概況の一部を次のように変更する。

経理単位名	概		要			
貸付経理	(2) 貸付金の現況及び貸付利率					
	ロ 貸付条件（高額医療貸付及び出産貸付を除き、新規貸付は休止中である。）					
	（単位：％、千円、月）					
		種 類	利 率（年）	最 高 限 度 額	償 還 期 間	据 置 期 間
		普 通 貸 付	平成29年4月～12月 4.46 (特例利率2.66) 平成30年1月～3月 1.26	2,000	120	
		住 宅 貸 付	平成29年4月～12月 4.46 (特例利率2.66) 平成30年1月～3月 1.26	18,000	360	
		在 宅 介 護 対 応 住 宅 貸 付（加算）	平成29年4月～12月 4.2 (特例利率2.4) 平成30年1月～3月 1.00	3,000	360	
		災 害 貸 付	住宅 平成29年4月～12月 3.72 (特例利率2.22) 平成30年1月～3月 0.93	18,000	360	1年
			追加 平成29年4月～12月 3.72 (特例利率2.22) 平成30年1月～3月 0.93	19,000	360	1年
		特 別 貸 付	医 療 平成29年4月～12月 4.46 (特例利率2.66) 平成30年1月～3月 1.26	1,000	120	
			入 学 平成29年4月～12月 4.46 (特例利率2.66) 平成30年1月～3月 1.26	2,000	120	
			結 婚 平成29年4月～12月 4.46 (特例利率2.66) 平成30年1月～3月 1.26	2,000	120	
			葬 祭 平成29年4月～12月 4.46 (特例利率2.66) 平成30年1月～3月 1.26	2,000	120	
	高 額 医 療 貸 付	無 利 息	高 額 療 養 費 支 給 対 象 額 の 10 分 の 9			
	出 産 貸 付	無 利 息	出 産 費 等 支 給 対 象 額			

經過的長期預託金管理經理

平成29年度予算の一部を次のように変更する。

経過の長期預託金管理経理
予 算 総 則

事 項	平 成 2 9 年 度	
	現 行	変 更 後
経理単位相互間における資金の融通の最高限度額及び条件	貸付経理への長期貸付金 100,000,000円 貸付利率 財政融資資金利率に応じて 総務大臣が定める率 年2.4%～4.2%	貸付経理への長期貸付金 現行と同じ 貸付利率 (平成29年4月～12月) 財政融資資金利率に応じて 総務大臣が定める率 年2.4%～4.2% (平成30年1月～3月) 地方公務員等共済組合法第38条の2第2項第7号の規定により地方公務員共済組合連合会が定める基準利率の区分に応じて総務大臣が定める率

貸 付 経 理

平成29年度予算の一部を次のように変更する。

貸 付 経 理
予 算 総 則

事 項	平 成 2 9 年 度	
	現 行	変 更 後
1 法第25条の規定により余裕金の運用として行う有価証券取得の最高限度額	400,000,000円	現行と同じ
2 経理単位相互間における資金の融通の最高限度額及び条件	短期経理より短期借入金 10,000,000円 借入利率 無利息 経過的長期預託金管理経理より 長期借入金 100,000,000円	現行と同じ
	借入利率 財政融資資金利率に応じて 総務大臣が定める率 年2.4%～4.2%	借入利率 (平成29年4月～12月) 財政融資資金利率に応じて 総務大臣が定める率 年2.4%～4.2% (平成30年1月～3月) 地方公務員等共済組合法第38条の2第2項第7号の規定により地方公務員共済組合連合会が定める基準利率(以下「基準利率」という。)の区分に応じて総務大臣が定める率
3 人件費及び事務費の最高限度額	職員給与 16,751,000円 事務費 806,000円	現行と同じ
4 組合員貸付金の最高限度額及び条件	最高限度額 普通貸付金 2,000,000円 住宅貸付金 18,000,000円 (在宅介護対応住宅加算) 3,000,000円 災害住宅貸付金 18,000,000円 (在宅介護対応住宅加算) 3,000,000円 災害追加貸付金 19,000,000円 (在宅介護対応住宅加算) 3,000,000円 特別貸付金 入学貸付 2,000,000円 医療貸付 1,000,000円 結婚貸付 2,000,000円 葬祭貸付 2,000,000円	現行と同じ
	貸付利率 年4.46% 特例期間中においては、年2.66%～4.46% (災害住宅貸付及び災害追加貸付については年2.22%～3.72%、在宅介護対応住宅加算については、年2.4%～4.2%)	貸付利率 (平成29年4月～12月) 年4.46% 特例期間中においては、年2.66%～4.46% (災害住宅貸付及び災害追加貸付については年2.22%～3.72%、在宅介護対応住宅加算については、年2.4%～4.2%) (平成30年1月～3月) 基準利率の区分に応じ名古屋市職員共済組合規則で定める率
	高額医療貸付金 高額療養費支給対象額の10分の9 出産貸付金 出産費等支給対象額 貸付利率 無利息	現行と同じ

人事異動

1 議員・役員

議員解任

平成29年12月15日

議 員 新 開 輝 夫

役員退職

平成29年12月15日

理 事 長 新 開 輝 夫

議員任命

平成29年12月16日

副 市 長 堀 場 和 夫

役員就職

平成29年12月16日

理 事 長 堀 場 和 夫